

地域緑化活動育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域緑化活動育成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材を育成する等、花と緑の地域づくり活動に取り組む団体（国及び地方公共団体を除く。以下「団体等」という。）に対して必要な経費を支援し、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、まちづくり課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の知事が別に定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、申請より30日以内に行うものとする。

(情報の公表)

第10条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することができる。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
団体等が行う県内の緑化の普及推進に資する以下の事業 (1)人材の育成に係る事業 (2)調査・研究に係る事業	県内に事務所又は活動拠点を有する団体（法人格を有しないものを含む。）のうち、次に掲げるもの以外のもの ・企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く） ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ・団体として実態のないもの	(1)謝金、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1／2を上限とする。 (2)委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない） (3)使用料及び賃借料、需用費、役務費 (4)食糧費（事業実施に必要不可欠なもの） (5)視察に要する経費（実施段階において特に必要と認められるもの） (6)その他、補助事業を実施するために必要と県が認める経費 【補助の対象としない経費】 (1)団体等の運営に係る経常的な経費 (2)団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 (3)団体等の構成員に対する個人給付的な経費 (4)国・県・市町村等他の補助金、交付金等の交付の対象となる（予定を含む）経費	10/10	1,000千円
(3)講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 (4)イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業 (当該経費が補助対象経費の大部分を占めるものでないこと)			3/4	600千円